

大阪公立大学学術情報センター大ホール利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人大阪固定資産貸付規程（以下「固定資産貸付規程」という。）に定める建物のうち、学術情報センター大ホール（以下「大ホール」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 大ホールの利用目的は、次に掲げる各号の一に該当する場合に限る。

- (1) 公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が主催する行事及びこれに準ずる催し物に利用する場合
 - (2) 大阪公立大学（以下「大学」という。）に所属する学生団体が、所管課の承認を得て行う行事等に利用する場合
 - (3) 大学（旧大学を含む）及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「高専」という。）の卒業生で構成される団体ならびに法人の運営や事業に支援・協力する団体が、大学（旧大学を含む）及び高専の学生・教職員・卒業生を対象とした行事に利用する場合
 - (4) 設立団体（大阪府および大阪市）が公共の用に利用する場合
 - (5) 学術団体が主催する教育・学術に関する講演会及び研究会等に利用する場合
 - (6) 国及び地方公共団体が行う事業等に利用する場合
- 2 学術交流を図る催し物、文化的行事（学術集会・講演会・音楽会・発表会）を目的とした利用のうち、本学が認めた場合
- 3 その他、公立大学法人大阪理事長（以下「理事長」という。）が利用を認めた場合
- 4 第1項から第3項までに該当する場合は、法人及び大学の業務に支障のない範囲で、利用することができる。ただし、営利活動、政治活動、宗教活動を目的とする場合はこれを認めない。

(利用日)

第3条 大ホールの利用日は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、利用日を変更することができる。

(利用時間)

第4条 大ホールの利用時間（搬入・準備・リハーサル・観客の入退場・後片付け・搬出等の時間を含む）は、午前9時から午後5時までとする。ただし、理事長が必要と認めるときは、この限りでない。

(連続利用期間)

第5条 同一の者が連続して大ホールを利用する期間は、最長5日間とする。ただし、理事長が必要と認めるときは、この限りでない。

(予約期間、申込期間、利用申込書)

第6条 大ホールを利用しようとする者は、別表第3に定める予約期間に予約を行い、申込期間内に所定の利用申込書を理事長に提出し、承認を得なければならない。

(利用の承認)

第7条 理事長は、大ホールの利用申込みを承認したときは、利用を承認された者（以下「利用者」という。）に対し別表3に定める利用承認書を交付するものとする。

(貸付料)

第8条 理事長は、第2条第1項第3号から第6号まで及び第2項並びに第3項の目的で大ホールを利用しようとする者から別表第1及び別表第2に定める貸付料及び水道光熱費（以下、「貸付料等」

という。)を徴収する。

2 利用者は、貸付期間終了後法人が発行する請求書により、貸付料等を法人の指定する日までに指定する銀行口座に振り込まなければならない。

(貸付料等の減免基準)

第9条 次に掲げる利用に係る貸付料等は、その全部又は一部を免除することができる。

利用目的	減額率		
	施設貸付料	水道光熱費	附属設備貸付料
大学（旧大学を含む）及び高専の卒業生で構成される団体並びに法人の運営や事業に支援・協力する団体が、大学（旧大学を含む）及び高専の学生・教職員・卒業生を対象とした行事に利用する場合	全額	全額	全額
法人の教職員が所属する学術団体が、教育・学術活動に利用する場合	貸付料の二分の一	0	貸付料の二分の一
その他理事長が特に認めた場合	個別の事情により別途定める		

(貸付料等の減免手続)

第10条 貸付料等の減額又は免除を受けようとする者は、貸付料減額・免除申請書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

(利用の変更等)

第11条 利用承認後、利用者の都合により申込みを変更または取り消す場合は、当初利用開始予定日（当初利用予定日より利用日を早くする変更にあつては、変更後の利用開始予定日）の2週間前までに所定の変更届（様式第6号）を、理事長に提出しなければならない。ただし、変更は1回限りとし、利用目的の変更は認められない。

(承認の取消し等)

第12条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、大ホールの利用承認を取消し、又はその利用を制限し、もしくは停止させることができる。

- (1) 大ホールの利用について、偽りの申込みをしたとき
- (2) 他人に危害を加え、もしくは不快の念を起こさせ、又はその恐れがあるとき
- (3) 施設及び附属設備等を損傷し、もしくは汚損し、又はその恐れがあるとき
- (4) 固定資産貸付規程又はこの要綱の規定に違反したとき
- (5) 利用の承認に係る条件に違反したとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大ホールの管理上支障があると認められるとき

(設備の使用)

第13条 利用者は、大ホールの設備（音響装置、照明装置、舞台装置、映写装置をいう。以下同じ。）を使用するにあたって、大学が認める専門の技術者にこれを行わせるものとする。ただし、第2条第1項第1号の利用目的の場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、その責に帰する事由により、施設、附属設備等を破損又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第15条 利用者は、第11条及び第12条1項各号に違反しないこと及び、次の事項を含めて遵守しなければならない。

2025 年 4 月 1 日改正予定

- (1) 大ホール利用申込書等に記載された目的以外の用途に利用しないこと。また、貸与された施設を第三者に転貸しないこと。
 - (2) 貸与された施設、附属設備等の保全に留意すること。
 - (3) 利用後は、施設を原状回復すること。
 - (4) その他、法人担当者の指示に従うこと。指示に従わない場合は、利用承認を取り消す場合がある。
- 2 前項に違反があった場合、利用承認の取り消しや利用の制限、停止と以降の利用承認を行わないことがある。

(施行の細目)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 施設貸付料等 (税別)

施設名	貸付時間	施設貸付料等(円)	
		施設貸付料	水道光熱費
大ホール (楽屋・講師控室を含む)	9:00~12:00	75,000	14,340
	13:00~17:00	100,000	19,120
	9:00~17:00	200,000	38,240
	延長1時間毎加算料	25,000	4,780

ただし、第13条の規定により専門の技術者に音響、照明等の設備を使用させる場合の費用は、利用者負担とする。

別表第2 附属設備等貸付料 (税別)

品 名	数	貸付料 (円)
演台	1 台	500
司会台 (マイクスタンド有)	1 台	300
金屏風	1 双	2,000
ピアノ	1 式	10,000
指揮セット (指揮台・譜面台)	1 式	500
譜面台	1 式	2,000
プロジェクター	1 式	4,000

2025 年 4 月 1 日改正予定

平台	1 式	2,000
マイク	1 式	2,000
オーディオレコーダー	1 式	1,000
CD プレーヤー	1 台	1,000
スピーカー	1 式	4,000
反響板	1 式	6,000
照明Aセット（講演会・学会・式典など）	1 式	5,000
照明Bセット（コンサート・芝居など）	1 式	8,000

別表第3 利用目的別予約期間等

利用目的	予約期間	申込期間	利用申込書	利用承認書
第2条第1項第1号	利用日の2年前から	利用日の6ヶ月前から2週間前まで	様式第1号	様式第3号
第2条第1項第2号	利用日の1年前から			
第2条第1項第3号	利用日の6ヶ月前から		様式第2号	様式第4号
第2条第1項第4号	利用日の1年前から			
第2条第1項第5号	利用日の2年前から			
第2条第1項第6号	利用日の1年前から			
第2条第2項	利用日の6ヶ月前から		理事長が利用を認めた日から利用当日まで	
第2条第3項				

2025 年 4 月 1 日改正予定

様式第 1 号 (第 6 条第 1 項関係)

No. _____

大阪公立大学学術情報センター大ホール 利用申込書

年 月 日

公立大学法人大阪 理事長 様

所属長名 (団体にあつては 団体名及び代表 者名)	
連絡先 (TEL)	
顧問教員名	

下記のとおり大ホールを利用したいので、承認をお願いします。
なお、利用に当たっては、管理責任者の指示に従います。

利用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 から 午前・午後 時 まで			
	年 月 日 () 午前・午後 時 から 午前・午後 時 まで			
	年 月 日 () 午前・午後 時 から 午前・午後 時 まで			
	年 月 日 () 午前・午後 時 から 午前・午後 時 まで			
	年 月 日 () 午前・午後 時 から 午前・午後 時 まで			
	※搬入・準備・仕込み・観客の入退場・後片付け・搬出・リハーサル等の時間を含みます。			
利用目的 (行事名)				
利用内容 (行事等詳細)				
	予定人員	名	誘導要員	名
利用責任者	所属		連絡先 (外線)	
	氏名		連絡先 (内線)	
	住所	〒		

2025 年 4 月 1 日改正予定

音響、照明、舞台、 映写等の操作 ※1、2いずれかを選択	1. 簡易操作マニュアルに則って主催者側の人員（職員に限る）で対応				
	2. 大学が委託している専門の技術者に対応を依頼				
入場料等の有無	入場料	一般	無料・有料（ 円）		
		招待者	無料・有料（ 円）		
	チラシ等配布の有無		無・有（方法： ）		
附属設備 ※使用する設備を選択	演台			マイク一式	
	司会台(マイクスタンド有)			オーディオレコーダー	
	金屏風			CDプレーヤー	
	ピアノ一式			スピーカー一式	
	指揮セット(指揮台・譜面台)			反響板	
	譜面台一式			照明 A セット(講演会・学会・式典など)	
	プロジェクター一式			照明 B セット(コンサート・芝居など)	
	平台一式				

【大阪公立大学 学生利用の場合】 ※学生課の承認が必要です。

大ホールを利用することが適当と認められます。

年 月 日

学生課 _____ 印

2025 年 4 月 1 日改正予定

様式第 2 号 (第 6 条第 2 項関係)

No. _____

大阪公立大学学術情報センター大ホール 利用申込書

年 月 日

公立大学法人大阪 理事長 様

団体名		
代表者名		
連絡先	(住所)	
	(TEL)	

下記のとおり大ホールを利用したいので、承認をお願いします。
なお、利用に当たっては、大学担当者の指示に従います。

記

利用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 から 午前・午後 時まで		
	年 月 日 () 午前・午後 時 から 午前・午後 時まで		
	年 月 日 () 午前・午後 時 から 午前・午後 時まで		
	年 月 日 () 午前・午後 時 から 午前・午後 時まで		
	年 月 日 () 午前・午後 時 から 午前・午後 時まで		
	※搬入・準備・仕込み・観客の入退場・後片付け・搬出・リハーサル等の時間を含みます。		
利用目的 (行事名)			
利用内容 (行事等詳細)			
	予定人員	名	誘導要員 名
利用責任者	所属		
	氏名		連絡先
	住所	〒	

2025 年 4 月 1 日改正予定

項目	使用予定施設・附属設備等		施設貸付料等(円) (税別)		使用期間 (○もしくは時間を記入)				
			施設貸付料	水道光熱費	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
利用施設	大ホール (楽屋・ 講師控室 を含む)	9:00~12:00	75,000	14,340					
		13:00~17:00	100,000	19,120					
		9:00~17:00	200,000	38,240					
		延長1時間毎	25,000	4,780	時間	時間	時間	時間	時間
附属設備	演台		500						
	司会台 (マイクスタンド有)		300						
	金屏風		2,000						
	ピアノ一式		10,000						
	指揮セット (指揮台・譜面台)		500						
	譜面台一式		2,000						
	プロジェクター一式		4,000						
	平台一式		2,000						
	マイク一式		2,000						
	オーディオレコーダー		1,000						
	CDプレーヤー		1,000						
	スピーカー一式※		4,000						
	反響板		6,000						
	照明 A セット (講演会・学会・式典など)		5,000						
照明 B セット (コンサート・芝居など)		8,000							

※音響設備 (マイク等) を利用する場合、スピーカー一式は必須です。

注) 申込みから利用日までに料金が改訂された場合、改訂後の料金を適用します。

2025 年 4 月 1 日改正予定

様式第 3 号（第 7 条関係）

No. _____

大阪公立大学学術情報センター大ホール 利用承認書

年 月 日

様

公立大学法人大阪 理事長
（ 公印省略 ）

年 月 日付 No. _____ により申し込まれた大阪公立大学学術情報センター大ホール
利用について、承認します。

2025 年 4 月 1 日改正予定

様式第 4 号（第 7 条関係）

No. _____

大阪公立大学学術情報センター大ホール 利用承認書

年 月 日

様

公立大学法人大阪 理事長

（ 公印省略 ）

年 月 日付 No. _____により申し込まれた大阪公立大学学術情報センター大ホール利用について、承認します。

なお、利用申込書に基づく施設貸付料等及び附属設備等使用料の算定額^{※1}は下表のとおりです。
別途、舞台操作作業委託費が発生します^{※2}。

項目		算定額
施設貸付料等	大ホール（楽屋・講師控室を含む）	円
	水道光熱費	円
附属設備等使用料		円
小計		円
消費税		円
総計		円

※1 利用時間の超過や附属設備等の追加使用があった場合、上記の額に加算し請求書を発行します。

※2 舞台・照明・音響等の操作を、大学が委託している下記業者へ直接お申込みください。

当該費用の請求書は、業者からご利用者様へ直接送付します。

【委託業者連絡先】

2025 年 4 月 1 日改正予定

様式第 5 号 (第 10 条関係)

No. _____

貸付料減額・免除申請書

年 月 日

公立大学法人大阪 理事長 様

申請者 団体名

代表者名

印

下記の通り施設の貸付について貸付料等の減額・免除を受けたいので申請します。

記

1. 使用する施設 大阪公立大学学術情報センター大ホール

2. 使用目的

3. 期間 年 月 日 ～ 年 月 日
時 分から 時 分まで

4. 減額・免除申請の理由 大阪公立大学学術情報センター大ホール利用要綱第 9 条による

以上

2025 年 4 月 1 日改正予定

様式第 6 号(第 1 1 条関係)

No. _____

大阪公立大学学術情報センター大ホール 利用変更届

年 月 日

公立大学法人大阪 理事長 様

所属長名 (団体にあつては 団体名及び代表 者名)	
連絡先 (TEL)	

下記のとおり大ホールの利用内容を変更したいので、承認をお願いします。

利用目的 (行事名)		
利用承認年月日	年 月 日	
利用承認番号	No.	
変更 (取消) 理由		
変更内容 ※取消の場合は不要	変更前	変更後